# いじめ問題に関しての指導方針





翠輝学園つくば市立みどりの南中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ がある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置 することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為 であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等の ための対策を講じる。

#### (2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。

#### (3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にも なりうることを認識する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、生徒と教職員 がいじめは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づく りを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、い じめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該生徒に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。
- カ いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、 「重大事態」ととらえ、すみやかに調査を開始する。

### (4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

#### 2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1)委員会は次の者で構成する。

< 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー>(2)上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

- (3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- (4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。
  - ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検正に関すること
  - イ いじめの未然防止や早期発見に関すること
  - ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること
  - エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
  - オ いじめの相談窓口として相談を受けること
  - カ 教職員研修の企画、立案に関すること
  - キ 学園生向けの研修や情報モラル教育に関すること
  - ク いじめ指導に関わる記録の集積と引き継ぎに関すること
  - ケ 他校との情報交換に関すること
- (5) 委員会は校長が招集する。
- (6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とする。ただし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

- (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。
- 3 いじめを生まないための取り組み
- (1) 学級経営の充実
  - ①生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
  - ②生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
  - ③正しい言葉遣いができる集団を育てる。 「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。
- (2) 授業中における生徒指導の充実

「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。

「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学び合いを保障する。



授業での喜びを感じさせる。

- ・授業がわからない生徒に対する関わり(ほおっておかない)
- ・自分は大事にされているという意識を持たせる。(自尊感情の高揚)

#### (3) 道徳科において

- ①いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深めるために、考え・議論する授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

#### (4) 学級活動において

- ①話合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような 学級の諸問題の解決を図る。
- ②構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル (相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

#### (5) 学校行事において

- ①生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ②生徒会活動において
  - ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。 (生徒会主体の「いじめゼロキャンペーン」「思いやり集会」「人権集会」等との企画・運営)

#### (6) 家庭や地域との連携

いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

#### 4 早期発見のための取り組み

- ①多くの教師が様々な教育活動を通して、生徒に関わることにより発見の機会を多くする。
- ②授業中、休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。

授業中、いない生徒の捜索や話を聞く場合、学年のみで行わないで、全職員で取り組む。

- ③スクールカウンセラーや学校生活相談員等に、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。
  - ・スクールカウンセラーや学校生活相談員等からの情報提供を、生徒指導部で共有する。
  - ・連絡ノートを通して、生徒指導主事とスクールカウンセラーや学校生活相談員等の情報を共有 できるようにする。
- ④アンケート等の調査を計画的に行う。

「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を年3回、定期的に実施する(5、9、2月)。アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

- ⑤教育相談によるいじめの把握に努める。
  - ・担任による定期的な面談を実施する。
  - ・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校生活相談員等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ⑥面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
  - ・保護者とスクールカウンセラーとの面談も多いことから、担任の先生は、必要性を感じたら、 学校長へも報告し、スクールカウンセラーとの面談を進めるようにさせる。
- (7)保護者や地域からの情報提供の場をつくる。

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。
- 5 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)
  - 1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者─担任→学年主任→生徒指導主事

校長・教頭

※「重大事態」発生、または発生の疑いがあると認められる場合は、文部科学省発出「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」

(平成29年3月)に従って手続きを進める。



2 対応チームの編成

学校長の指示により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭等、 事案に応じて柔軟に編成する。



- 3 対応方針決定・役割分担
- (1) 情報の整理 いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴、対応方針
- (2) 緊急度の確認
  - ①自殺の恐れはないか。
  - ②不登校につながるおそれはないか。
  - ③報復など暴行のおそれはないか。



#### 4 事実の究明

- (1) 事情聴取は、被害者→周囲の生徒→加害者の順で実施すること。
- (2) いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯を配慮する。
- (3) 安心して話せるように、聞く人や場所を配慮する。
- (4) 関係者からの話に齟齬がないか、複数の教員で確認しながら事情聴取を行う。基本的には、30分程度で、いったん集まって、確認をする。
- (5) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように注意を払う。
- (6) 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅へ送り届け、家庭訪問をし、保護者へ説明を行う。



#### 5 関係機関との連携

- (1) 市教育委員会・教育相談センター報告と対応方針の相談
- (2) 警察 暴行障害・恐喝等の事件発生の場合
- (3) 医療機関被害者の心身の外傷

## 6 年間計画

## いじめ対策関連

年間指導計画

月	教職員の取り組み			生徒の取り組み	
	対策委員会	校内研修	教育相談	学級活動	生徒会活動
4	<ul><li>○全体計画の検討</li><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○いじめに関する共 通理解	○二者面談 ○家庭訪問	<ul><li>○学級のルールや人 間関係づくりのた めの活動</li></ul>	○委員会、生徒会組 織編成
5	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○道徳授業研究	○第1回学校生活ア ンケートの実施	○学級を一つにして いくための話合い	○あいさつ運動
6	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○放課後クラブ活動 を通しての助け合 う集団の育成	○ソーシャルスキル トレーニングの実 施	○SOS の出し方	○生徒総会
7	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○夏季面談について	○二者面談(78年) ○三者面談(9年)	○夏休みの生活	○ルールメイキン グ
8	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○特別の教科 道徳 についての研修			
9	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○二者面談	○第2回学校生活ア ンケートの実施	○1学期の反省と2 学期に向けての改 善	○思いやり集会の実 施
10	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○生徒主体の、心を 育てるスポーツフ ェスティバルに向 けて</li><li>○二者面談</li></ul>	○学年での教育相談 に関するまとめ	○スポーツフェステ ィバルへの取り組 みから、思いやり ・協力への振り返 り	<ul><li>○いじめゼロキャン</li><li>ペーンの計画</li></ul>
11	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○三者面談(9年)</li><li>○保護者面談 (78年)</li><li>○生徒主体の、心を育てる音楽祭についての研修</li></ul>	○二者面談	○人権について考える ○音楽祭への取り 組みを通して一人 一人を大切にして きたかの話合い。	<ul><li>○人権集会の実施</li><li>○あいさつ運動の実施</li><li>施</li></ul>
12	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○学校運営検討会		<ul><li>○いじめゼロキャン</li><li>ペーンのまとめ</li></ul>	<ul><li>○いじめゼロキャン</li><li>ペーンの実施</li></ul>
1	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○三者面談(9 年) ○学校運営検討会	○三者面談(9年)	<ul><li>○SNSや携帯電話 の使い方について 考える</li></ul>	
2	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○学校運営検討会	○第3回学校生活ア ンケートの実施	○道徳ノートを振り 返って	
3	<ul><li>○運営委員会</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	○評価と次年度へ向 けての検討	○教育相談のまとめ	○1年間を振り返っ て・進級への心構 え	○反省と次年度の計 画立案